異國紀聞

全

ル 2
1237

門 儿 呂 ろ
號 1237
巻
儿2

異國紀事

外國叢書 十

異國記聞

唐国福建省ヘ漂流セシ奥州南部乃船子ホ六人
唐船ニ乗セラレて帰船セシ話

南部大膳大夫領分
奥州 野田濱浦

船長 又五郎 五十二歳
水夫 伊七郎 二十五歳
五兵衛 三十七歳
利右衛門 四十二歳
釜石浦 舵取 長助 四十八歳
大畑村 炊 文次 二十七歳

一　予紀白須浦久保屋善蔵か船神力丸の船長文右衛門舵取
を始水夫とも八人にて組塩引鮭、串貝、塩鯖、鰹節なとを
積入江戸表へ乗渡らむとて寛延三年庚午十月十七
の朝に湊より船を出し順風よく走り仙臺の沖へ乗
しに廿六日の暁よりならひ風東風あり強く吹出し沖の方へ
吹流されしに次第に大風に成りて廿七日には檣も
切捨てしに波風を凌しに折しも雨降り来り堪へ
かたきに立よる波檣をも打越すなとしに浪水を
たゝへし働きともかく風も和らす危かりし積
入し荷物を凡千苞余とも海中へ刎捨船足を軽めれ
とも風を添増吹流されける程凡十八日なと

ありしうちにしかしも眠まず飲食のも常のやうに食せ
ずして気を張りて働きけるなれは只労れに労れて今
は船の用に立べしとも思はれすかゝる時にはひたすら神
仏の擁護なくては叶ふまじとて八人ともに髪を
切拂ひ脇刀一腰綾四面を身添への者に付し是を海底へ
沈め竜神へ手向汐垢離を取りて地方へ舟の着もする
を祈りしにやうやうしく風も和き浪も静になりし
かと何国の洋とも知れされは東なれは申酉の方へ行
なは本邦の地へ着もやならんと帆柱を仮の檣と
なし帆を引上せしかやうにくに先の大風にてもまれし
補　ゆへにや舵も損はれ破れぬれはやりくりて足を補ひ

船の覆へりし患ひを遁れけれども粮米を喰ひ尽し
たれば又此患ひ一方ならずされども海中へ網を投し
釣りの鰹鯖串貝ものなど獲たれば是を干して食となし
なれば又水に渇し飢りに絶かねし時は汐水を飲
咽を潤し雨の降りし時はくみとりその雫を交
酒米露を凌ぎかれかく大切に用ひ艱難する事凡
百日餘なり
一明れば宝暦之年辛未の三月四日の朝遥に船の梢末
物を見出しゆく嬉しさ限りなく是を志し船を漕
寄を揚招といへども彼の国も皆さま粗子なりしが
只管聲をたて招きければ彼船より小船をおろし
四人此舟に乗りうつり初て人を見れば本邦の
人にはあらぬ人も形はされど容なりければ言語きこえ
いかなれば来なれにやと心ならず思ひ恐しくは彼方にて
も驚しく我日本も来ねす然も生きし方れ宗なれ
船乃悦しとや思ひけん打寄し仕来りへ先辞を分れ
といへども更に言通せざれば只ちからなく遠く湊にまかし
ここに粥を出し水を飲飯を喰さるれ仕形を
見せなれは艀漕き船を漕寄し本船より米五六俵を
箱に入麁と小桶に水を盛りくれへ又漬物類方を
指し彼所にも生来も此船に何ありなれば急き船を
乗りうつしと手まねをしてを教へける
米水を持来りしに飛をとなるに急細のたれハ之

南船ハ魚猟船なとへしきれと南部の猟船とハ違ひ遠き海へ来る南ひ極く
船のかき大船なり人も多く乗居たり
帯ひし米を炊き飯を焚きこれハ銘々のとものなへし
漕ぎを志し船を寄せしに東数二百斬斗りもなさすへきやうと
思ふ漕ぎなりかくれハそこへ碇をおろし船乃中を在所付ると
き内府役人を見へし人五六人来りてく船中を改めて
船切り出し人をかれハ其人へ帰りしらせをなく驚（警）
菌の船を見へて来りしか船のあら話を聞き文船中へも
南人来りて附添居たり和のならは辞も気つかふまへし
唐土とも知らさりしか後に唐国東京を会点しまり
又此所乃名を問へハ唐人ともフケンと答ふ山フケンと漂（民）此とも是へし
所の名をも長崎通辞の徒所にわたりし唐土より彼のものをも遣り
来りし五者といへる唐人に尋ねられれハフケンとは福建とて南京の

詞く是ハ唐人共総名をいひしるまゝく漂民共の船を寄せし所ハ
福建省の内福寧州乃小村福州県をいふ所にて其港乃名ハ秦（泰）
寧（興）港といふ船を改めまりし役人ハ巡檢の官にて同付の粮乃しけ
もの足庇し且知縣乃役所へ申達しめれハ知縣より又知府の
役所へ申達し知府の命を守て船中の器物紛失させぬやうにあ
すまゝく臺国乃船又船中荷のものをも出させし有る知縣ハ一縣
乃奉司知府ハ其上
まく一府の奉司とぞ明まけ又日唐人来りて手を取り陸へ上れ
へしといふ仕形をせし由へ其人乃いふめくまゝせしに其所に佐府
ともいふへき所へ伴ひ出られハ重き人（役）人体乃人出でて吟味
せしあらし振りなれともあまり何ともすゝみかね志ゝたりしを援
銭二百四百文と米二俵（袋）薪をを給り又本船へ帰させれぬ
唐人通事のいふを此役所を福州縣乃知縣乃役所やと又此寺乾隆帝
南巡杭州府に竜駕をとゞめられし内由へ福建乃総督杭州へ行て漂民乃
次第を奏せしが返同月九日又役人来り船中の荷物を
改め本船及六艘にて是を積移しそれより本町布とく扱ふ

右乃唐人大かに此時水夫伊七郎を足軽乃者ととく湊在所へ
使ひ行せり（書載も知府　唐人ある者のいふにハ此所ハ省府のよし府ハ泉州府より福建の総督へ出るなりと）
手後境川鞋と境踏を府へきれく日にちかきなれハよく
唐人方よく売掛ひとかく書載しく船長又五郎水夫
伊七郎木足も去り後れ見も無し　まづ己かの身をとくも早く行けり（此売掛ひ代銀寧波の侍真公とくふものへ浮べより済し漂民子唐より出船の此済れしとそ）
も彼方へ侍も足らず
同月十六八人渡らす陸へ上れ居しと云ふ部も無難にてあれ
るなれハ船長又五郎炊文次を船に残り居とくいふれハ六人の
ものを陸へ上せ街外れ乃尾嵜なく石を載せ人に取らす
も悩ますとて一枚ずつとの渡り行れハ此上に蓙を敷く
六人なから居ける唐人も昼夜附添此内よく綱ひ掛け

の用を達しくれより十日程とゐて船長又五郎炊文次も陸へ
上り一所に集りけれハ明船まて唐人等を残しおく此所よ
居ける中四月四日まてく日数を送りぬ唐人五者のいふを漂民木を取居らしめ
しなハ銭鈔をくふく本邦乃旅籠屋をゐつきものなりと又白保
しものへ千俵を出し知縣の下役や高を従し又用達の者にとと附
来るなり
とそ

一三月十九日より船中を渡りし荷物并道具まで唐船へ
積移しみるに四月四日船長又五郎始め人のものを此船へ
乗せられ警固の人も附添又者さ役人ともに乗しき人二艘
乃船に乗り出ければ漸くつケンの浅出船し此所を乗
離れなれハ渡役人乃船も島陰に船を繋ぎ見送り居
たりなしく乗し船を帆を上南の方をさして走りしなり

此船ハ長崎へ来り商ひ
船ありハあしらひ振廻し されと虚を以て来りて彼ハ出よく来りて
す人あられ不人あ形き不くの湊ニ船を来りせしと
唐人五度ハ云漂民ヨリ来りしハ官船也と又云足遠（送）の二艘の船ニ
来りる役人ハ参将副将と中者人ヨリ律口を参観して又石知府
へ来りヶ為ありと又船ニ来りし警固の役人ハ
知縣乃下役ありといふ 按文来く来後
一船よ陸道見し外ホフケン乃湊を船出せし次まく
交掛ひしより 此交掛ひし代銀ハ書付ニ載せにシポ
出船乃お受取しゃ

一四月廿三日アモンといふ所へ船を寄ぬ エモンとは厦門の事なり厦門
の二字を隆州寄りくエー
ムンといひしを見遠へ アモンといひしと五度いふ 此所去系帯漳浦并フケンより八里
程ありしを申すハ咄せす 唐人五度の云峯嶼の港ニ厦門の海
坊まく八日路海上ハ大凡十五六里されとも
此風ありハ六日計ヨハ 寄船ヨろ子ありとも里数ハ知れずと 此所長崎よりも余程廣きやうニ
見へ山間の湊まく何千艘とも形く繋り毎日

出船なれハ入船来りて殊外繁栄の地なりて陸よハ船を
造る所もありて 唐人五度云此所の名物砂糖砂糖米一まて煙草なとをも
出す 砂糖ハ南京へ運ひて錦と交易し 又ほかの商人
来り商ひをする所を 都くく馬頭と唱ふ 此所なとは
聚るニ繁昌の湊なれハ大方の船をと在る唐人の本邦の大坂の事を馬頭と唱ふ也 其外
ホフケンより来れる事都し 此日船長又五郎水夫伊七郎ト云人ニ
ヨ警固の役人附添ひて役所の招ありて使ひ出る 五度云此所ハ 唐つの
海路の役所也と 此海路の役ハ此所の役所はフケンより至大
検見ありし 同筆の書き役ありし
まして大門ニ儀門といふ二字額をあけて常ニハ鎖し
役ニ本邦乃門のごとく潜りありて出入す 唐人五度の云儀門とは
官府の正面の門なりて番人 宮初ハ余り言く見へされど人
出入なとされよしなり
出る々何やら吟味のやうな来る事といひしか後又くる
き役人出られ是も何やらや吟味のやうなありてほとりく

手游ぶり（右支云実和の支人ハ海防の下役是者と云支手 此居支より尋ね着し役を海防ト呼ぶハ海防）
出来ずして來年之と同月五日ニは船より荷物を揚出しも陸
へあり夫れより御役所ある坂をのぼれハそこに寺あり
此寺に居れつしと云ふ今くえれハ住僧一人従者六人在住せり
本邦の黄檗僧のめく名もヘイしユンと云ふと従者ハ常
倭乃唐人なり和尚を石像に茶を至蓮花の上に坐し
釈迦の根来佛まく香燭を備へてあり返るあ中ちかしくも
住僧あつく書を備へ読ねすつしといひしかへとも云に従ひ
云ふ（厦門より鉄秋あれハ清語来不申へ寺につり此寺の号も報国寺といひ石佛を刻釈迦あり又ペイしユンと僊氏ホ
覚てハ住僧の名なるハ皆和尚の二字を漳州書ならくペイしユン と云ふまし唐人右支いへり）
朝夕の食事みなも手製に拵豆腐野菜の類ハ

本邦のめく日毎に売出物の何れハ唐なるら見を買来
め用を去しなりし此ハ不勝ゆ中米も入用次第肴村より仕
され又菜代ざるく一人前日々に十弗れあつれたるてまく
もつケンのめく並組六人て警固の人附保内一人ハましの
用を兼しよくされさり徒あらに余給ハ人乃内に白濱漢大和尾
利右衛門とくるもの荷筆料に余乃利を得てゐる千余乃男
なりしなる日云より腹痛れし病にかかりけれど和名文郎
より附添の役人へ療治請求よりしをいひたれハ支那
支人の醫師来り脈を見薬を用ひしも速も快癒もなし
ぬしといひ帰へらるへきなくと歎きられハ立帰り薬を授りぬ
（五支云病気ハ執往の心あり醫師ハ刻支醫ありと）手往ハ薬も呉れす食事も与へます

彼ハ孫娘ニふられて同月十三日の朝失たる四人付添の人ハ
これを差しニ出来ぬかと見へ行て出人四人来りて
死骸を改め医者の手段方まてもありふへしとの相ニ而
見て出ス又五郎いつわりハ薬を飲ませ乃ちまのもあらし積荷
の峯料ありハ永く方まて医者なりし書付又(は)書付方
しかしてニ四人の出人相談ありて出来し張まて
帰り候 五者云利右衛門死骸を改め来りし出人ハ内儀と夫より帰りし後の様子なるものなり
永く打捨置付置本邦わ諸三分文を出し 伝法を
私檀那外へ持参を調へ本の唐人を番し檀を昇出
寺より来りと隔りし墓所へ埋葬しくれ 五者云檀ハ厦門の街ニ
平常出来てなり 唐の人ハ農民なりと 云云 伝法ニ檀ニ付添終りて埋葬

の時経も読ミ寺へ帰りて後 佛前へ香燭菓子等を
を供へ又外よりも亂衣を着し出家三人来りて木魚
鉦鼓を鳴(ら)し誦経なりそれハ伝法へ布施をして本
邦乃諸五百諸まして六月望五月廿五日 五者云唐ハ五月望日を本邦ハ六月なり本邦ハ此年
六月望日 附添の者人書付を以て永く七人を船ましして
なり
明日ニンポへ送りとすへしといひ出へ明日本寄南の船ニ荷
物積入永く七人を乗せ者人三人附添湊内に船を繋ぬ 五者云此船ハ砂糖を積南京へ商ニ渡る船なりて船主ハ御氏なり付添の者人ハ唐ニ帰まて厦門の提督より寧波の知府へ状を携へ役使之之
六月廿日ニ此所を出船して南風ニて地方も見へさる
沖を走りてニンポまての里数いかほどといふ事を
知らす 厦門より寧波までの里数六千里なれよし夫と申も唐船の六十里まて本邦の六里程ニ当り六十里まて本邦の

三百字里社まゐりといふ　我子は水主の内佐六といふ者の同月三日より
痢病をわづらひけれどもかたらひもあらねば薬も用ひず保
養いたせし　同月七日寧府ニンポの湊へ船を入碇を下
せり（五友云ニンポとは寧波の事なり此二字を南京の歎ニンホウと申をす語ゆゑなるべしと）
一ニンポをエモンより少し有りて見れば大方七湊なども
なかるべしときりなるらし　硯箱取りて日毎に出船入船二百艘
ばかりとありと山も多く見へ又船語を大宋川下すると云ひ
本船へ唐人来りて人数を改めて帰りしく（五友云此川下とふは入江なる桃花渡と云ふ地名なりと）云ひ来り
し唐人は寧波府鎮海県の唐吏之云ふ白又五郎何七郎ある人
付添の唐人の内ある人に付添れ町並の内門構の大宋
家に行しに付添の唐人は何やら申付帰りけり（五友云是）

八十一番船の主信奥云ふ者へ行しなり　浙海県に漂流人あり船頭を
ふねを知県より信奥云ふ役に之付添の唐人唐人と云ふも一人ま御式なりと
同月十三日に淋らず陸へ上りぬれば寺へ移りて二階に登り座
此寺住職の出家一人領奥の下役一人の外出家二階
にも本郎の画り及び釈迦の木佛及び香燭佛具まを
備へ其外名も知らぬ木佛数多あり（五友云此本寺まで関帝廟あり）
そこにて釈迦又天后地后水后の三官と云ふ菩薩もあつまりて在
此寺は普陀山の楞伽和尚は折節見ゆるとぞ
此所まては十一番船の荒の主支配のトンスイと云ふ人
娘頭付添を役にまかりしく（五友云トンスイと付人の名には何もなし南京詞にて通事のことをトンスイと申を）
ツウと申を少遠へ行といふ事なりし　此ものの名は黄福と云ふて福建の人　寧波にて店へ奉公せし者にて荷物もより乱れし漂流人を世話やかね
此外に唐府より三四人来代りくに滞留中座敷附
添ひ米、薪、菓料の類もエモンまて賄りし事有

不より渡り来交易まして暮し野菜なとは荷ひ出れ
商人より買求用を弁し居る扨又同十四年にニシン和乃
官府へ出頭しその事ありし由へ出まして尋問
の席に出られし官人乃様子等の趣又当所乃様子乃
事及ひ帰り度し近来諸所エモンに申あるなし
汁時もトンスイ附添て出る　五官云此度府まて衣類の衣服なとし汁不八
フケシ、エモンなとも遣ひ本船の様を考見てものも立て
出し後くらいふすも至りし又トンスイも十エ三つは至弁当
来りし　五官云黄福は去其丑乃年五番所より初て長崎へ随来りし年鉄門に在て帰府し其後三の之書
私に来り渡り此年正月帰府して本船乃様も出しは至と
しと来りとふ
得る子伝蔵病身上陸乃様よ話しかます依て存るへ

私醫師にて療治を請しか快ともしも救く四人
まして醫を代へしり薬は一貼の代本邦の七八貼なとも
たり水加減は大体本邦に替らる事なし　五官云四人の醫師は信奥公より私
友醫あて諸先生沢先生五先生国先生ともいふと且又人参は其処の店とやる壱一貼で国壱一分て信奥公え贈りしを　九月廿七日荷
主方へ相き明日は本船へ渡り行私にも来りて至と右府より
申渡せしよしを来て又フケシまて私よりこれ揃して荷物
弁当行し私の掛代なとして書載しして跡を渡し
又私くらい衣類も破れ損せし事へ兎も仮物料して長崎の
役所へ出るも館りにて是迄乞れへ是を見まりして日本
の仕立にせし本縁荷物一つに本縁荷急三つ右府より
贈りまして明くれは廿八日七人一同にて長崎渡海乃十三番私へ

季廻りし北風あらく十月六日より船中に日を暮しぬ
十一月六日北風吹出し夫れハ錨を解碇を上けてミンホの津
を船出し三日ありと思ふテカイツワンと云ふ家数五百軒もあり
し西濱へ船を寄碇を下しぬ　五官云テカイリクワンとは福建の事を申候よし
船は乍やこゝも寧波の津口にて家数七百軒あまりも富貴にて冬楚麦の人在寄来ると程すに此所の番
所より官人大勢出て唐人を始め悉く改めて性名を
書れ異をも記され一々帳面に記し船中無体改たりし
夏の番所の体もミンポ、エモンの船番所に替れる事なし此所を
船中改を待は程に船を繋く事を止めて又此邊塩釜
何方ともなく志無く移ぬるふたかりきなし境の彩し
やうき本邦乃境邊には少し違ひ之小屋を立乾き

来れ砂を盛其上より潮を汲掛し柳子あり小屋の内
には竈もありし柳子されそれも定まらぬハ見へす　五官云塩海の事を塩場と覚えと
塩出す場所を百家毎月と云ふ事をもす塩に手入揚迄にて塩一斤の値二銭
下直の時ハ百斤にて百八十文位之事に塩決まりぬ不肯は高き時は百文も致し
所の下女来りて嗅を嗅ぬるを禁し又塩上をも塩を
塩ハ農夫潮を汲ハ女の業なり是又塩状迄の官吏大概冬楚官住
に商れ人ありとそ
明る七日を出船し又風待して人家も
稀き小島に四ヶ所へ船繋しそこを亦離れ八日ハ更に
繋場も稀く西風又ハ戌亥の風にてハ帆発帆まて走せ
に十二日に肥後の天草乃内子濱と云ふ所を見え船を亦
入らんとせしに嶮に戌ひ風吹出し濱の側乃方へ吹付
られたる所大帆の扣綱も切れたるなす彼扣綱に随
付たりし船場の總本九人まかり吹折れ帆裏へとりしかば

に在し唐人の胸へ彼積木打付られけるにや倒れ血を吐
ける事久しく船中の人々も打寄介抱をしけれと程なく死ける　五島云彼積木
の折におれて死しけるは陳佐欽と云ける也又この大ナンイチン福嶋を唐人は四跡洋と云
天草と角矢口の津の間なる境也人々は海を走る去かしき所なるを
其夜風強く崎の津の入口迄吹付られしかは唐人
大碇を入しに海底石なるにや碇きかす山手の方へ吹付られ
けれは唐人捲き立騒き倒れし内天草より往人流大勢
出られ番国兄て小船数十艘にて浦方へ引入んとすれとも
不叶見兼ての所に繋きけれとも唐船の本碇にはあらねは
繋止難きなく家しからず捨碇云大綱とも打入
漸船を繋留めけれ共不帰船中屋根番船五艘にて
まきはり廻らし水薪なとも用意積入れかつ其所に

按云崎津とゆふは此丹
......の印積寄の信
佐ち佛を......の粮食
に諸出し......付まて
西洋の......
諸国......の附
......制禁
の......長崎の守衛
に納......
の座......制禁
......
......長崎の
......
......
......
......
......
とす

傳ら病氣日々まし烈しく船にて絶斃陳にトンスイ医伝の
唐人自ら薬を煎し見とも療くも張りしられけれ
とも養生不叶同月七日の夜未明病死せし此天草
の役人中へ書付を以届けれは剣役人中来りて死骸
見届られ壬稜柄に納小船へ下し番人を附置れぬ扨
廿五十九日まて風模様悪しけれは夜九ツ時分崎の
津より挽船まて出漸戸内を出離れ夫よりハまて帆を
引明ケ廿日の八ツ時過に長崎の湊に碇を入り
一長崎の湊へ船着しに御奉行の御家来中も迄承して
唐人を船迄請取られ夫より陸行ハ出して請取
を依付られて役宰領ノ者共ハ又御奉行所ヘ届られ

南部に帰らんと船を出し仙台の沖にて悪風に逢ひ吹流
され漸く福建省へ漂着し夫より船にてミンポへ送ら
られ彼の所より十三番の南船の便に送られ帰朝せしなり
のるを訊問ありし事あまりにめく差へ尋問ひに随ひて
差して左の如し

一 穿しく唐国在留中邪宗門乃触れ遣しあるまじきやと問ふも
坊れ かつて触ヽ遣ひしるハふとて何事も怪敷佛像供
具ありても見し事なしと答ふ

一 唐国在留中藩所乃事に見物すまさ似仕形を以て
読み用船をし夫より保十郎を出し文字を拾ひし書違
はく当りしるも悟りし又ミンポまてハ本邦の詳出しで当

差つしもの在らく遍ありし事ありとしトンスイと本邦
の辞差へ居あれとも十ありしくミつ位ありては当らず解なる

一 唐国衣類の事を本船よりし国主とも中唐邦ききく人の外
の商人又出護へ漢文の事る人も是に誓ある事されと唐
光耀く装束を見珊瑚珠などにて餝れるもの飾られ
冠りたるものを載きし人もあれハ其冠り物の飾によりて
乃位乃品別を成るにやと存もしよく尋問ひしるをも
なし又女ハ纏まとひされハ其衣服もいかやうなる物を着るにや
知らす

一 食物ハ飯、茶、酒、醋、醤油を本邦に替る事なし 味噌 宗し
其外 野菜、魚類も替りし物を見すつけこまかく 詞なし

云人乃ものとも豆腐へ嗜れ料理を好ミしに象、精進飯
酒蒸菓子等の出しを出されたり料理乃仕方器乃飾も
諸構本邦にてハ常も乃もさるまゝなりし故に音さく豆人と云ひて
人より豆を好ミ奴　五吉云豆腐と云ふも知府の居る不まして知府より澤氏へ十二桃菜の料理を好ミし之又豆を与ヘハ
利知府なり常体乃人ハ知縣乃居ることも拵るなり
次や知府より好ミにハ夜具を贈るを好まれ云ふ事なりと云之　手版又五郎文ル
陸へ云ひそれハ又豆腐へ嗜れ酒を饒仍もとり出し豆を好ミ
るまもなし　五吉云諸方人ハ私の事をしくしてか中へ初めて為りしよりハ下葉と申し料理も遠ひしるなくとそ
又モンニこンポなとくハ豆腐なくの池もより来りしまする
家しくをも任諸ありし十二番乃私、且任奥公の宅へ嗜れ
しに酒、菓、菓子、豆腐、野菜、魚類、家鴨なしを料理く
種ふ吋嘩成地走なりし　初つケこの豆府なとく馳走ニ出し物の肉ニハ豕ニ外の肉類を

様に写しやく手張かり我地走でもいつも飯をかり合わしくか外の外ハ
会せすトンスイと〇五吉云茶を云ふれり乃地走ハ十二桃の本邦の合物を
知郷しなとや茶と之の地走をかける物ハ遠ずしつホリよく素麺蒸
菓子、椎茸ますり豆腐と知りしハ小麦の粉を玉子をまく飩豆腐
の様に拵へしく十二桃の吋嘩を申す　手版トンスイにも料
料理ニも豆腐抔のやうなる者のハ是なりとそ
理を仕るも紅に縁り　僧侶も相伴しく食せり又僧侶
も地走せしより吋　もトンスイも相伴しまう　けあ方ハ魚類肉類ハなく精を
の料理　椀又こンポ　家私の二三名出帆の銀結ありく
あり
茶をへ又く嗜れ行しにけ時を私も戦割トンスイも任く
一同馳走ニ預りし料理も実物の通り随ふ吋嘩を出
とし　五吉云けけ時ハ飯割の地走なく卓子ニ飾十二椀の料理く十二椀と云ふハこつホリ乃実上をいふなりとそ
けけ外ニハ何方へも馳走を嗜れしなかなし
一家居乃事、日々何れ所を縦横に吋割りとく戸く

軒を並へ屋根ハ二階作りにて床も低く皆石を敷なし
門の格子鄙、窓、垣本殊ニ本邦よ替る事なく商家ニも
其売物の看板を出し並ひたれとも隠れてなく出る事
なりさるゆへ売物ホの如く妻しきる事ハなし寺の作り方も本邦
よ格別替りたる事なし堂も作く出す所中へ大小寺院を見て
るなし又唐の格子柱の様ハ只清す店舗とはなくに
至大方本邦の屋敷方のめくなり下同本邦に替りしる大
フケン、エモン、ジンポとも町しくハ揚しまても切石を敷並へ
雨天にも路次往しきるなれハ皆よく往来す敷なり
一　湊しき大方芝生の山にてなき山もなれとも木の生茂
りたる山ハなし只岩まで大抵ハ家並てしにて唯海を南北ニ抱き

遠く所へよって遠浅なりて泥深く汐も殊ニ隙を残す事を
取るなしめうき色之所を浅の湊く小船繋りする
碇綱も長く八尋位より碇石の一体唐船ニ海を
取り合ふ川ハ大概小船ともも多く見へすジンポの船入ハ川
下の船なり又町の間に船橋の替りし所を船より
見ゆる
土官云此川ハ水深くしてく橋も架すしくて只一人一挽
ての船にて渡とてそれより中真氏の船にて大船廿六艘
を設けまく繋きたり橋を並へ汐の満干にも漂流自由に割杭
千里けられたり此橋ハ宰相の端下に清橋つとしく設の延枝にてく包
らし大つなり則往来ましくそこに
此橋の名れ佐橋と名付く紅橋とも云と
一　草木も珍敷無之物も大抵本邦の名も知りまれ本もなし
名も皆とめす油桂の物ハ梅、海棠計りなり
一　鳥獣珍敷ものも見当りすまりと併しし格子も見へすなるに

古人の騎行を見しか馬具乃粧ひ木彫に彫刻なるも殊さ
粧に見えて但手綱も華なくありき

一南部杭より八地体暖和風土よろしく異常も寒さ浅く
雷を感じ鳴けれども稀なるハ常しと地震ハ在唐
中震しるハ見へず 四五年に一両度も震ひたる様れと
まも少しのなのよし 大風大雨火災木のなき波ふかに在し
中元へすミニンポに在し 中秋し雪降りしよ 又ミニンポを
當春より旱魃して飢饉ありしとぞ 五雑云寧波府列 杭州府の地今年
三月より九月まで雨降らす四月に又中旬ころより殊に穀物枯らす
人民飢に及ぶ寧波の提督荒年にて凡八人の奥の倉に乗れども晴を祈して日
毎に竜神廟へまふでく香を焚て礼拝し雨降しむる事を祈りし文
寺院乃僧侶ハ和尚経読誦して水を汲へ柳の枝にてひたし地上へそそぎ祈雨
の頂を祈し竜王廟の位牌なる上湖四海行雨竜王廟と書
記一廟にて行れしとぞ

一五月節句ハ五日に在し 我が邦のごとく家毎軒端に菖
菖蒲を葺 又竹乃葉に包る粽のや形飯を菰しへも
賓府より贈りける を粽と称ふ 五雑云此餅ハ糯米飯の粽にて唐土にてハ是を粽ふ 又ハ角黍と称せるよし
此日宋船競渡あるや全大のやうなる錦旗乃衣装を着し
大勢船に乗り漕傍しねるを見しかなかの見事なるを喝し
為す 五雑云船窓と喝し見しハ別龍のなりたる其装飾ハ五十艘斗の船を
出し舟毎に竜頭竜尾を拵へ五色の旗をたて一艘に二十人づつ金蝶飾
子を身に纏ひ太鼓鑼を鳴らし名刹前をかけく水をかき戯れ踊を静しあを
手むけるを希けく競渡と云此時天龍の船より供しれ竜の肌を劉
境を清く是を謝するなひる若しくは捨置見竜あるを船より争ひこれを
捕ふ此刹龍の勤とハ祁ますハ必す温疫流行せさるとく唐門より福建
辺ハ年しのなりとぞ 七月 九月の節句も常のごとくにて何も
きこえれまてるよなし 五雑云七月七日ハ乞巧祭として酒肴を以牽牛
織女の二星をなら明友客集り具を催し
九月節句ハきこえ東へ出で菊花酒を
飲漂氏あれ是ホ乃るを見ざりしやと 盆中ハミニンポに住し成りて

二階より見候得は盆前寺と見へ候所又町内乃者
ともし焼籠の格子なる物を持出しとこう（五友云盂蘭盆会と申て信心の家）
まてを灯籠を家し願看セし寺まてハ施餓鬼なとし
見れる所りと
修行セしるなく平常のなくなりし（五友云弁帝堂まてハ佛るハ修りす媽姐堂なと）
それハ施餓鬼も修行しまた帰らく墓参も
することと　七月晦日の夜
過し　弁　家毎に焼籠を路傍香を地に挿て之行の
なきなれや此事も留されハ知らす（五友云是ハ地蔵菩薩の宗祭れなく此中なしの家に墓を其へ其に焼籠）
を焼し（線香を地上に挿これを焼）

一家しき唐山在留中海邊にある衣し女人織物或ハ大工
鍛冶を始め職人乃仕やう縫物見しるもなし漁舶の船造
其川網なと打行ハ見へされとも沖まてく乃仕業ハ知らすそ

名傳名醫名画能書又は雑藝乃所なとハ素より然し
き身分なれハ少しまても知らし又無体人乃奥福ハ家居衣類
まされ小数に至りしまても知らし又もらしもるもまた食もなく
諸事ミンポハ去年飢年せし袖乞体のものの数なし餓死
乃ものもなかるよしなく大凡巳被に米を積て飢人一人へ數米
を施ふと申すなり（五友云提督より小民之慶間を見るに米數二十斤を明處より積み飢人へ施ひしよ）

一ケン、フモン、ミンポ有に稲ハ二月に植へ五月刈六月植へ
九月刈一年再収するの稲草ハ南方なとよりハ延ひ甲斐なく
米も味ひも悪く價ひも又安し（五友云一年再収の地ハ福建、寧波まて斗まて嶺南の地ハ一歳収納すると）

一粟、稗、大豆、小豆なとハ見当らす小麦ハ多し田園ハ小数

にかゆるにあらし　肥には牛馬の骨を焼灰汁にまぜこれを

用ゆるといふ　彼焼灰并骨を積へ置たるを見るに年経

を経て其粕を豆餅と唱へ是をも肥とするよし　大小

便をも大切にして売買するよし之（五島云此外に大豆を絞り油を取て粕を豆）

餅と唱へ肥に用ひる也へ此果無し胡麻より出す大小便は一荷の価菜

種の油一挙線に代へ跡にて売買ありされとも京浜江稲州

其の地は一荷を三銭にて売買　其外蝋、燭、蓬、白粋其外農具

なるよし（莚子十間程有其石を壽證と云之）

も少しは足しになるもの也の事は知らす

一升は本邦よりは少くなるき三斗五升入位なし　四斗五升なり是

を一俵といふ（五島云米一升とは本邦二百目のよしと）　当年は旱魃にて米の価

高く一升の代銭二十三文のよし　平年には一升にて六銭にて

のよし（五島云米の価平年は一升九銭十銭なりと）　精選し銭の市場は少なす

買物は総て銭にて売買するよし（五島云平生は銭一貫文は銀十匁の割にて時々上下）

と行在所中庶人仕立の木綿衣を着し　銭百十文の値

一水牛乃根一頭にて十六文　唐木綿四尺四方乃風呂敷

一七文にて求むるよし　而して求めしものの値なれとも

志れざり

一スノケン、エーモン、ミニホの諸島に至る船路の関所あり通行する船

を遠慮せよ小船数百艘を繋き置き船大船とも関所の

あるところ切手の根源物を出し段を見るなく吟味あるよし

り大勢出て其荷物を改め其さしまて段なる事之

（五島云此関所は番人数人居て帰入船の従来切手を改め人別を給し異国のものなれは吟味すること厳しは偽造あれは四字を出して）

一エーモンの海岸には切石を以て高さ三四尺に築き上け向と左右

三面に石の塀を築きて周廻人の通ひ大石大矢六
尺と沖の方へ向て並へ又此所より出る小島に至る
所乃岸ハ石にて築立るよりなし此見しハ海にても有
如き大堤に相並し立て置り
一ミンポの町外に寺もあり家々に墻を尺はかり築に道を通りてハ
在くして七重に組みたり夫等に摩き唐船の橋を置直
して居て見へ了し内の体美しく八尺ほど有する又何の墻か
有るや只野飾るとも見へく巷も墻会此墻ハ大層墻と号明朝の此より在下ハ丸
く墻上ハ八角にて遠く見え土地不拝の方を見れハ墻を不見材と付ス
此墻を通れハ風調ひてあれハ五穀豊熟せさるまじく通りける墻と
一望千月アモンに住し此時旅宿せし寺乃住持の元めに
依りて迎え待ちし中にて斗り行く右に大なる京地に至りて所

に軍の勢ひ手ふれや弱かる人集り陣に大陣を見を
並へ居るに大弥了本に五十人ての積りにて弥六千本
在れハ凡三千人程有りし又十弥を多く居ること勝
り人ハ一人も取く皆出か出さ也て用る物を携へし人斗具
足を着矢ハ射す鉄炮弓一と人へて玉薬しのかへ筒を野戦
数に又様のなき棒力を持し其の長さ刀ハ右手に持たせ
大國笠のやうに舟乗物を持居て此笠を持たし人五六人
寄集り彼笠を家のやうに組合すれハ人を隠れて見へす
そとより太鼓を打ちし笠を分くして人々と切り
出る者も木の根に石を以て在でし廃待て度の
上に六七人居て太鼓を打喇叭を吹螺を振りされハ

此幕は染ぬきあしに追々進まする拍子あり又唐の服有
十間も五間斗り乃赤き幕を張り内には大勢の人仕し
やう是を韓の役将力の飾り具足の拍子笠のるせ
敷す只働きし時お今食物乃書き能笑へる是を見
物すれ人ね群集し 又手間より家しをも見物
もりはしるさきるよ思ひ騒りまくも見すしく帰りける

五度云此軍陣稽古のるは唐への総督の使下の兵士に手を引を退まする
を熟練さするためなり彼使下乃兵士凡三千七百人程と云又度野は教場
といふく稽古場なり一組五十人を一隊として一隊を捧しものを教師
といふ此教師は徒ひくを返するなり又皆士の所為のるは此稽古一月
の三六九の日に行はれるあり内には緑戦鉄の戦弓鉄炮を持し其者の
ありて候の凛氏の見日は殺の営ると思はる又弓を持しもの斗具足を
着せしと云之未具足は具足すると身あれどもう拍の具足は亮甲
といふく羽子具足と云へ手がは腰甲とらく頭の上を本締まく繕なく
されは身よりは具足といへ足へつす 亮甲の身の二六一月の緑根穿
あのは力多もつまぐ下持ちより物ぬ 打ち刃と行り笠のるは唐錦

と唱へ赤の拍子あしらく形を隠せしよりは梅花陣といふもう人の名で人
を率ゐ幕本のめく並ひ唐錦をかざしうく才を隠すに故梅花は
例るにく其名とするなりく更にし豊を執率としてせしより細
因を示す此お家を示す人を吹鞁もいふ又唐の根あれは赤を帷
といふ是総督の見しまする事と知るは制吹を三六吹き鞁を三返鳴し出れた
ある陣を布く何りよりは羅を三返鳴らは看退きさるなり此稽古にも
も朝より昼に
操る見物の人は集りすと

一 ミニ和還西中 荷蘭の隣るれともいふへき所よ胞云の行れは
れくくしレトンスイの流ひに憩し行くえしに太鞁を
鳴し笛を吹六絃琴川離し立犯云の根子あれるなり
く何事なれるを譲すやうよ見るからす此犯云を高居まく
見物せしもいつも見物乃人くましを見物する故未遠悲なれは
縁よらくしも見えとす 譲亭へ帰りぬ
子とも肩に笠を被さらるる常に若り鳴烟とは紙を張る節なし
五度云信其云ふ高の例に鳴 烟厳行志氏行れもの八歳
唐人若山宗後作たる之此頭は長崎唐人居宅まても至り借るとなん

一ミシポ近辺申ける乃国ニてもいやらむ主き人他所より
帰りのふさく旅くゝ旅客ハ船具乃上り場まて足より
上陸ありて其荷物の下代等扱くも出て同人へ差し
とく舟き等ニ名前を書付置をまに持や旅客乃前ニ
並く居り彼国も陸くより府石火矢一発を放ち候々
同勢ハ凡二百人斗行列ハ大旗を先ニ押立馬上ニて弓を
持ちしもの十五六人並ひ又長刀の柄同持鉄炮を持し
人も多く其国主ハ朱塗の御代の高輿ニ召れ八人ニてこれ
を舁人々其内ハ足々足軽と籏乃間より足取も髪まて
全体の老人々其服ハ毛下しく乃其人馬ニ騎りしもの
又駕籠ニ乗しもあり 唯今此立ちとの気しせるや喇叭

を吹しなから来るの事ハ少す

五月六日 抗州府の按察寧波の知府ふとしてむかへし之又
荷主の下代と云ハ倍真云ふ按察訳の之漂民ニ名れを持せ
来しハ此時ニ本邦の人を按察ニ見せん為なり大旗ハ按察の旗
多く罷も竜又有り按察者ニハ八人舁乃輿ニ乗れとも此府ハ
又ふもとしくむかへし也く馬上五御代の輿ハ寧波の総督より
近ニ出されし所なり出を持しハ参将副将の武官也石火矢筒を
ころかたるく役人しく筋所所なり け石火矢を仕を主示
まわ寺し按察ハ
役僕ニ来けし之

一三ヶ所ニ在し中女を見るに頭ニ髪し少しニ本邦のかく
女ハ化く出る事形しと荷主の宅へ招れし時も女ハ出す
男斗なり乃着しと見られし乃中女の女童ハ皆ひ出り
を取しくまく見られ茶居遊出し少く髪まとき花の松枝
を挿 裾のや〻長く物をかつし言 男ハ頭に髪を二束
剃残し 冠物を取し衣類皆ハ大人と同し 永くゝ旅

幸八も来りいまハりをせし也 それを呼れハ近く帰りし之

一 當十三番船荷主信濃云 宅はニシポの町中よく家くら

説書也し 幸よりハ二町程も隔り門構乃大家住居之

十人乃人出入し身上宜くみへし 五度云信濃云は附しお 彼宅ハ三十人の暮しなりと

家くを振し其二階へ続し跡しく腰屋を経て足に

其より金子をもしらり我に合れハ炬籠に蝋燭を

點し夜家乃様子より器物に至るまで奇麗更ニ未

るなし

一 貨物ハおよそいふ通りニシポよく皮府より本縁縫一つ

綿木綿蔓一二つを鉤其外諸品中三ヶ所なく附

後の人又も見分しく来りし皮人などより煙草入、

きせる、帛、扇子、楊枝、耳掻の類を夢又家くを

其物を来りし人もその数を持来りそれ又大番船

乃手組乃人〻よりも其主の者を見せしより

一 ニシポ皮府なく帝より承りしよく跡しくに狼牌

寛政云げ狼牌を寿子の鉤物にとく本船へ相帰り見せれ根を縫ふ ままのなく漂民に鉤ふ反あり白縞帝は其を前り 其れハ首をとけ私をききげハ申しきるよ 本宗より去人抱くく 福建の縫暫へ渡しより寧波の知縣く渡り 精に言きしまく候、乃凡乃執りして夫などとては用い難しとぞ

とも跡其家く書載し 同様を渡しなる 物つケとは家様 船の排代など外

一 唐船の来る方船中働の様とも本船乃船よりハ甚だかる

く一度帆を汁し後といつやり弱き風にもこれを下ろし

なりなく本船乃船乃帆をとけ急なく 帆車に附しく

なる所の小綱を附しゆるめる事なりがたけれハ帆裏
ふりしと風を横切るごとく殊に船の乗る方を
少しハ見へし由へ舳の外危きことハ是ら毎度有りし
在しなり杓置きし内不柁相も本船へ乗を上るにハ
何ごとくも乗ず船ハ庄内の十人斗附居綱まくられを
なや綱又平床に箱を居く其中に方針を納め地明
を地し昼夜油断なく方角を居へ座る事なり本船
をくなり雲の模様もの出に天気をみれハ橘にかゝり行く
天気様ハ山といふる気みれハ船主より柁取としらく
平もの限三十日をとしや船行の寄にく家と銘を
報し書を焚帛を燒殘を鳴し船中の人称録

をせしなり本船の出船しくえつしハ大島の女そのく帆を
きことせしハ花犯とやく柁取のなるこ事山を見出しなりハ此役と
右の如く紀州に住いたしけれハそれ状を作付られ其後
年より出され銘々の家につけ渡され盃を出くより
三年目といふ寛暦二年壬戌の暮に江戸へ帰り着事
となりたり

大清乾隆帝南巡の始末書

二月十日北京発駕ありて皇太后后妃嬪及ひ宮女百餘人
並従駕の大臣数百人護衛の諸臣十三万人陪従二百廿万
浙江へ至るまて七日過る其間諸省の民間のもの
ともの拝見を許され数百里の間ならし乃道々物絶麗花木
を植へ上下乃万民踊り〻亦毎々楽事を設事乃〻の飾物
を植つく聖駕を迎へ乾隆帝叡感の餘り其不少のもの
ともへ織物並金銀人参貂狐皮等を賜り又七十歳以上の
老人よ銀まく拵へしもの賜り養老の二字を講問しを

一枚つゝ綿ハ八千兩九千兩のものまて織物白糸を綾く
綿ハ百兩のもの百兩の二字を彫付石門を建続くる事
銀六百目てを錦数千疋を老とするの民と称す新錫の
外其もの生涯得役を免されて又名山勝景の地ハ其の時ハ
身と為れ其系なく作製の詩賦画等のあるなり神廟佛
廟まて織物を々常錦ふ色清顔俗乃よし称りの花ハ地色
竜船おもり船路舟艘船来至罷く至高振しの土物をく
その張ひ勝負之如京より浙江まく凡千里 広さの里数之の間
みな山瞻をもつとも幅二丈なる毛氈を敷渡し収納
文武の官人数十万人差つ遣つかハ凡巡行の道筋山
東江南浙江の地ハ一年の年貢を上を免され置ける

淮揚乃新まい新よ行宮を造りし事其皇太后娘英能子ま
く随し奥ま亘され附添乃宮女ハ皆騎馬明りを驚とは
凡廿里ふと隔り巡狩あり此時兵男子を輝へ人を禁せ
おる三月廿九日蘇州より至るを驚かし五月廿四日ニ帰京なされ
しとふ

右當年大津乃船ゟとも中奉あると

寛延四年未 至六月

大小通事

呂宋国へ漂流せし江戸霊岸島筑前屋長兵衛ヵ船福聚
丸ヵ乗組し者共四人唐船ニ送られて帰朝せし話

松平筑前守領分
筑前国濱崎浦
水夫 清次郎 四十三歳

南部信濃守領分
奥州南部
水夫 久治郎 三十八歳
傳次郎 四十二歳

山本平八郎代官所
伊豆国下田湊
水夫 清治郎 四十一歳

一江戸霊岸島筑前屋長兵衛ヵ船福聚丸乃船長并者共ニ乗れ

伊豆国の水夫 市五郎、忠次郎、三之助、清治郎、奥州南部の傳治郎
茂兵衛、吉郎、助三郎、筑前国濱崎浦 清次郎、久次郎、安兵衛、新蔵、
市次郎、奥州 津軽の炊 長松 都合十五人乗組 宝暦二年壬申
六月廿八日築、錦等を積入江戸の佐より船を出し仙台領石巻
乃浦へ七月十三日ニ船を入築、錦を揚て船よく九月十三
南部八の戸の鮫浦へ船を寄て大豆、小豆、蕎麦、塩煮干
を買求船積して十月九日ニ船を出しけれ風模様悪しく
不しニ船を繋留同月廿八日順風ならハ南部の鮫浦を出
所より船を出し走りけるニ十一月八日奥州尻屋乃沖ニて
西風強吹出し土用ゟ北やゝ西ゟ強く吹荒れ
舵も痛し其上橋を伐捨個を率セ流れ漂れ漂

ひ入れとも舩危く迚も乗組しものゝ命助るへしとも見へさ
れハ詮なく髪を切竜神へ捧を立誓を手向として海中
へ流しける船ハ地方へ舩を寄んとおもへとも狂風烈敷
未[illegible]積の荷物を刎捨舩足を軽くせしに猶の方
波の為に損しける故大綱を以て六本まて結ひ附
風に随ひ或ハ走らせ漂ひしに明る宝暦之年 癸酉正月
ある比より風ハ静まりけれとも空と海とのみ見る大洋
なれハ地方も何れの方ともわからす加之舩魂へ立願しく
神籤をおろして東西といふ神籤を頂して帆柱を
伐の橋と為し東南をさしてさしに同月廿六日何とも
なく[illegible]島山を見付しそれより本舩を乗寄助命

以の外なる風に出合ふとも汐合悪敷乗附る事あたハす
こゝにおゐて明る本土に上陸[illegible]粮米乗舩長吉[illegible]
求又新[illegible]振刀二腰を外[illegible]制刀[illegible]
浦賀ハ番所の舩切手ハ舩中[illegible]
本舩ハ破損して[illegible]
ありしに同月[illegible]本舩[illegible]

一大洋に漂ひし内日ひ飲水[illegible]汐水より之水を
蒸しとりして又ハ天水の降るを待て器と云
器に酒を呑を以て咽を潤し渇を凌きりし[illegible]四十
余日の間なり

一其後本舩の舩具[illegible]拾ひ[illegible]

を凌計りの小屋を補理し三月九日まてかくこゝに日を送りしに
人家も無く又粮米も残り少く成しゆへ何卒人家
ある所へ便り命を助けたきやと思ひ端舩を繕ひ積し粮米
を積乗せ明る十日に凡十四五里も隔りし島へ漕行けるに
此島も人家無し猶も破舩の綱を引く人家有る所もやと
人を見ず能く髪まで見へ利なる容ある彼の方より来りしを
を見付ければ嬉しくや思ひけん綱を仕廻迎ひ来りて是より此島へ
来り同月十四日より此所に住し明る十五日南の方に八九里を
隔りし島見へしかれはそこへ渡り見れは又此島も人家多く漁舩
二艘繋り在りし故漕寄見れは是も利なる異形の人或は
坊主女なとも居りて依て助けを頼み是を綱を加へ申して連来す

南の方へ行へしと指さしなりしはまた進りてこゝへと
乗出しなく見へれと是皆も新たに拾ふ中是非なくそこ
に居りしに同月十七日に乃父漁舩を陸へ引揚けし
す山の方をさして行けるは此日に成しに七八里程
隔乃地方の見へれはそこへ揚舟を漕寄るに大舩に七八
十人乗り居て石火矢を放し是を見て漸く船し
取繕し居りしに彼舩より来して招き揚舩を漕
寄大舩に乗移る是に乗移れは家くら粮食の類難なき
甚に弟れ果て飢を免れや思ひけん食事をふるまひけれとも
いかなるものの事も知れされは辞退して食事さらは是を
呑むへしと仕形して酒を出し来りて是をも辞し

或ハいら米間ゟ到来たる人をとらへし是を飲物にて船乃中を
見れハ米も多く積ありて夜も眠らず十壱人をも船に
乗しを明ケ方出帆して四月頃成所の浦
遠く船を出すその明る日追々見れハ又見馴れ
ざる人大勢集り居り其内に寄来るもの人十人乃至
来しに船何乃との事をも尋ねけれハ来りしやと
書くて見せけり船長共有馬ハ少し文字も知らざれハ逆風
に遭漂流して寒さにあたり何とぞ日本へ帰りたし
抔と書て見せけれハ又そうと示せハ悦び日本の海の
船行ると草候はて書ふて後彼人の云ぶ乃厦門の事
ありと書て見せよし又有馬ハしい是べりけるに其後浜辺にはイロコと

中不のよし と云るの唐人に尋しは イロコと云は何と申也と云 同月六日イロコ出帆同
八日厦門に着乃の湊へ船を寄られハ又此所にも人
有人来りて船中の人別を改めて帰り其夜泊して帰
有り来して船に体のもの附添川申して来れハ又役人
体の人有人来りなる〳〵として来りして又元の
大船へ来り居り翌九日には下して彼大船より小船来
を移しぬ寒い何事なるやと尋書て見せけれハ[?]子ア
ともに又ハりイワンとも云ふに 在る唐人に尋しにイリワンとは呂宋と云ふ唐語也と
書之まうす一寿るとて泊しを役所とも[?]へき所へ連行
しに其所にも唐人来りていろ〳〵しけ所へハ来りしやと書
て見せし処難風にて漂流せしなれハ日本へ送り帰し

ゐられと手なく足なれは肯しよし又手なく足をなすと云たり
表にしてへいひけるまゝあ拭しけるに彼草請せし唐人竊
に若者に請ひて草請せしは食は何か喰ふなれは返事してその子
なれとも粮米は一粒も残らす喰尽したれは返事へき方
便もなく手前に居たる也名を問ひしにカヘテンと答ふ在留の唐人に
カヘテンといふは何者なるやと尋問しに知らすと云ふ　彼役所とも云へき所持の
鉄刀二挺其外刃物の類除くすれは上リイツン人其人附添
端舟に乗せ並白米四斗俵を積出し汁を添へして出帆し
炊きたく飯を渡し船佐路して又乗つ八ヶ所に至り役人附添
汁菜を備舟のまゝ乗出し川口なる乾番所の相米不足なく
又出帆しを取合ける時を乗へ丈より一丁程も隔りし川向の

役所のやうなる所の門際まて連行所々を吟味せり
其夜役人附添四五町隔りし寺の相米不足連行なし
を残らす坊主へ引渡しけれは彼寺の服部大工に大
人あまた大く子を領を破焚きたる魚を喰せ居たり
唐人四五人来たりて物語して来りしにや又日本
よりの使に来りしか又は漂流してきたりしやと草湊
ありしに難風に遭ひ漂流せしもの日本へ帰りゐきれと善右書
書載してて又をなれは其国よりは日本へ渡海もされは帰国は
叶もすいよし其国よりは漂流せし日本の人はなく
乳いくは其国に居るに其方ともいかゝして帰国せんことを
引ふやと草請せしもの其国に居るもの又は居しなりけり

書しく蓋ふとも少居らず是能わし　此處に逗留しき
後は此辺乃地名をカナ(?)ま　リイツンの内なりといふ　右寺乃須(?)なる大家に十ヶ年も所住し
きまより町家に相(?)し七八年ゆわ(?)と通して又彼寺の須に住る
家を造りて是へ移し居りし気(?)

一 食物ハ穀物四品を精しく洗ひし寸汁(?)を粒を
なへ煮て後をとり是を搗きて精米となし炊して
食しけり　又魚肉も喰へけり

一 扨く町屋に住し内ある寺の場を附所へ連行来
翌日(?)銀子ある事を費へけり
是ハ扨く遣頭巾頭取候ものかく　場を以て立て貴かなしと見へけり(?)
来銀ハ彼場を能り(?)又其内を以て魚肉等を調へなへと
又出家かく出る時　帽子二つ　綿(?)一つ衣(?)坊主より貰ひけり

此性なハ居たしかく　此處が給の為(?)從換ありて　手傳を以て薪なども事かなるなきなく
此處の所の附添山へ行て木を拾ひ(?)負(?)帰りて焚物となす
如(?)し

一 十二日にハ凡十五人とも帰国せんことを歎きて日々
よりも銀三百相程も　此銀ハ大小あり至日(?)七八匁或ハ四(?)　位より至目方の銀を小銀(?)
(?)川 (?)　入用なる品へしをはとも手銀ハ此處より出す事難
外(?)れハ銀し物をなし銀を積置ハ銭(?)に帰る事すへしとて
蒙にお(?)あらく論争なりけれハ山に入薪を積て渡り乃助を
又薪を積運びなしして少し乃銀子を得れとも中
帰郷なんとの銀ある事を望る新(?)れハ無是非とも此處
を待居けり

一 扨て初め渡し出て不斗五千里程成処の方へ参候
れハ番所有て此者共へ行ハ日本へ帰し呉へと願
筆談しけれ共差し出しかとも此者を迎ゐる十五人一統
さる中に得心て月日を送りしに翌戌の二月に保之丞乃
生次郎三之助清次郎南部の傳九郎四人甚病気ニて逝去に
とひ合寺の境内に押埋め行と伝り得るのみ粮米を貰と
を積陸に送り其里漕行しに風悪敷なれ川にて
漕のしに馬に積し人或ハ弓鉄炮など携へし此国の人大勢にて
捕へられ縄取を掛役所乃ぬき前へ連行足械を入れの上牢舎
させられしに三月上旬伝次郎清次郎両人を牢より出し
又足械を入役人白洲カヘテコの役所へ送られて吟味

ありて足械を外し又役人白洲召束の役所へ使ひありて
吟味ありて段々日本へ帰りたくは帰し申べく候とて
元の所へ戻し手渡十日程立て三之助生次郎も連来り
一同に置在り

一 三月の末清次郎其役人ともにて一人馬六足に轡を牽き
前後に立六足にて並て鞍に鉄炮を結ひ自鎗刀の類を携
しめ傍なる路を永くかかり寺へ来り長家の様を
ましく四月より八月まての内にハイモ井の高い船波まて
あれハ其所迄送りきたへしといひきこへぬるよし十四人のも
の人数来つき連れし其十五人とも帰郷の是語にかきしに
其後に至りて其者来りいふ者家あるのみ三人吉次郎安兵衛
残

新蔵六人ハ此事に出会し也に決定しこゝろ残し九人ハ残す
次第にすへしといふ九人のものとも口を揃へて評に船長の名
なれハ十四人のものを引連て帰朝すへき者なるからしく
かゝれ事をいひ出やといへハ皆此事へ残りしものを
帰朝しくも此儀にありしなれハそれか恐しく候ハなし
と居へしむへきいふハ六人のものゝ此地に止れといふ事数を出す
へし丈をいはく九人のものハ帰朝すへしと云ハ左也すへし
と答へぬに後市次郎九人のものに語りし名をなし其札
見まし憂き難渋を凌き渡れ丈に着し名をなしたる
本朝へ帰らんとは此度乃限りなりと嘆けれハ之より其有無
らん此身評之後にかへらぬ後の事なれとも九人乃其のとも後にまへ

かく帰国にかいる市次郎へおもひ（ゆ）よりて相談かしく出来なれハ
寺の場主并役人駆来り他邦へ来りかれる事かいふ不を極
めし限る居なれハ帰るむ七人と引かへものとも是城を入牢へ
まちへしといひ罵りし是を聞きしかれハ南部の伝次郎来吉
伊豆の清次郎市五郎幸次郎津軽の長松六人ハ此事にまうへしと
いふ伊豆の三之助筑前の清次郎久次郎ハ帰朝の後いかやう
の仕置にあふ迚も一先帰朝せんするを許ふましといふを聞騒の
事なれハ丈夫の決するや市次郎を介抱し場主も役人ハ
帰りしに夫より三之助清次郎久次郎も六人帰朝の事を
船長に居を持つより場主へ申達しと是へ翌日場主付添
船長居左衛門水夫手荷三之助を役所へ連れ三之助久次郎

清次郎三人か帰国を申立るハ先達てハ十六人なりし帰国の
事を願ひしにより此のたひ十三人は此国に止るへしといふや
と尋られハ居残る者共ハ答ふる日本へ帰れハ難儀なる
者なれハ十三人のものハ此国に止るへし然しよしを
引分くといへとも右三人のものハ帰国さすへしと役所より
へいきこへけるよし其かれハ三人のもの船も居宿へ
へいてハ帰船の儀此掛ともなれハ其物なくてハならす依て
浦賀御番所より申達し船切手と船宮を渡すへしとなり
あれハ早く渡しくれよ久次郎清次郎と云ふ者とは
九年己前筑前の国を出し後ハ年々と嘆く故の言葉も押す
帰船之儀ハ又此国にても無據引く仕舞も言ふかるへしとは

此国に止る旅を全ふせんとする如しと思ひかへし此事を又兵衛へ
申達し帰り之趣も伝へ難き事ゆへ申届しと云ふなる
由

一 此の外日本語よく覚へし所へ役人来り三人を役所へ
連れ行イモイの前にて船の事を船出するなれハ此船便りに
従ひ送り届くへしといへるなれハ役所から十六人
ものに申渡さねハ其こにて従来の船切手なとを居宿へ返し彼
ものへ渡しけれハ此国に止るへしといふ十六人のもの共へ願ひ出て申
いるハそれ得るハ年来の好身を忘れ又一人を見捨して此国に
止る色体のことといふけれとも情なき仕形なり依てハ此国を立ち
止るといふ名前の書付を渡すへし夫を以て帰船の儀申上る

其時の絶拠とすへしと若右ニ書付居る時ハ日イモ井
の商売に余り稼ありし後の事ハ知らす
一 其後三ヶ月ゟ帰船ありしと見へ知られぬイモ井の船に乗りて
出行しを見るに是等右四郎兵衛かしくありし清次郎五郎左衛門
雲左衛門長松久次郎筑前の清次郎伊豆の清次郎又八人といひ合
又帰船の事を相互に聞き得れハ得居申さしと存候へす
論方なれハ得居のつきまとひ行く先を聞けれハ是よりハけ申す
出くしといはれる今又行衛ハ岩しハ何方にやと問ふに之もま
くハ帰りの御足械を加へく宿への居りと場所のいひ書へりかり
帰しけれハ外を右いは得とも出へしといふに得ハ外からす
帰船に説をかへして其後右に乃る事を申しかるへハ滝を出ぬく

いひなれハ書届しやうすくまり日数経てく後人
体の人方へ事りハ人の事なとも帰国すへしといひ書入れ帰
あるし場所によは日本へ帰れハ難儀なりといふ彼あち
乱へもとりく帰国させるも役所さまあるもいひしと見て帰船
のするハ片もすといふまにまりし後くハ京右衛門五郎長松
出伊之助四人ハ侍けりの人に有れへしとを定まり
一 其後イモ井ゟ船は帆揚く帰りゆしと出く数件次郎兵衛
伊豆の清次郎筑前の清次郎四人ハ東の正月ゟ四月まで
高く役所に行帰船の事を願ひける又出居或は書き
役人体の人他行の振子すく陸に出く四人の居所を
見付く門の内に喚入何の用あるれと来りしやと問ふ亦居

船中人手を救の為ニ来船と答へられハ坊主より衣を持来れ
りやと申けす坊主ニ何度致されても少へ寄り申事
く候ニを船ふと答へられハ彼坊主ニ尋ね候て済ミ候ハす
し先引取申へしとの事ニて往居の所へ帰りて又左右を
待居たり

一 夷又同十六日帰りて在りし所へ彼の坊主来り日本へ帰りたくは
必す命を失ふ所也夫よりハ此所ニ止り命を全ふすへし此所ニ
止る事ならハ日々銀二つと米衣類も与へしといふよりハ我
[illegible]さすしても帰船をもふしくと答へられハ是非なしと思ひたるの
出船ニ究まりイモ井近きすへしといひて坊主は帰りたり
然るニ船長居所来り衆船の金子二歩宛出して呉れたり

此金子ハ南部を出し時船中の用意として若者共ハ本持ち一両弐歩の内なり 翌十六日の船寺へ役人来り我ら四人を
呼出し今日船出すれハ各々も乗せ下るといへり衆ハ是非なく彼
坊主か(?)しへ帰船ニ乗りしを悟き日本へ帰船と頼まるに
の哀れをよふし首を切らるゝ仁政なりとて見せたり

一 十人の者とも彼所ニ止まりて其まれハ商ひの元手ニせよ
とて銀銭かつ宛与へ又妻を迎へ今は銀銭十と牛一疋を与ふ
へしと申され候たり 吉太夫三助甚四郎ハ米菓子醤油の
商ひをし久兵衛市五郎市次郎平兵衛ハ味噌を商いあり銀蔵
大工を職とし兵船の仕戴居と為り夫々に渡世す今右七太郎助
ハ其日々を煩ひ居られハいまゝ渡世の業も極めさりし

一 イモ井より渡りし商ひ船へ日乗の役所より書付を渡し

就く日人を乗移らせて乃濱を乗離して漸く呂宋
の役船附副え送りこり同月廿六日イモ井へ船見ゆれハ役所と
いふへき所へ呂宋よりの書付を船頭より出せしに依て漸く
を役所へ呼出し尋ね　左る所の唐人にイモ井といふ地名を尋ねしに障州叙まてムンヒヤウを取り通ふ
コヤ又役所といふハ港場柱乃有所のよし　此所よりハ至り同所ニて唐人
ありといふ
在りてここよりハ日本の海の船あけれはレこホウといふ所
まて送りきすへしといひ山や就くとの船中に至りし
レンホウといふ地名を左る唐人に尋ねしに漳州龍渓なりと答ふ

一　六月廿二日　衆物を積し別船に就しを乗移りてイモ井の
役所より書付を渡しけれハここを船出して同月廿九日
ヨレこホウといふ所の川口に船を見まらせ吊れハ番所の根

米取ヨレ船中を改め明日同日漢乃内へ船を入荷物を揚取
しを山船に移らせ船の川口へ連行別船に見送りし船は
ともに乗移らせ風を待て此所に七月十六日まて居たり
左る唐人に番所の事を尋ねしに海島と唱へ番所の事なりといふ

一　七月十七日イモ井を出船して五日の夕方チヤウツウめといふ所へ
船見まり翌十八日の紅同所といふ所へ着して漂流の者
を尋ね出し山く衣類呂宋より漂流し見知り送り下
れく今ここに来り移しりて来れハ其日唐人附
添役所の役者所へ連行彼者を尋ね相手を申して
顔も見よ又同所へ連行て役所を立ち唐人衆人
まり役又漂流の者共面会し当へ船の置中まて

氏蒼三官といふ唐人へ親しく附添ある筈故尋へきよし
いひ出へける（チワフウといふ地名唐人へ頼しにて酒の事あると又漂流の次第を尋問ひしハ日本漂海の唐人同居陳延棟附添ある漢）
延棟ら代陳家良といふ者のよく代来の尋し訳を陳延棟附添ある奥
府の内平湖漂乃支府へ連行しに代来よく漂流の次第を尋し上
陳延棟ら家にて是迄く日本漂海乃亊に年を送てきまへしと支府より
許ら来しへし後五三官といふハ解報赤るのまか渠ハ家し日本漂海有
か遍年の為附添しと差ふ日支貮五月廿六日厦門の南船呂宋ア於て
交易を遂るの砌日本の漂氏を乗せ厦門へ連帰り浙坊陸へ上
交海坊陸より諸文を以往を設二月廿九日寧波の湊へ泉船を出
十七日は漢を船出せしるハ承り候へとも呂宋より連帰り厦門乃唐人
ニ而漢せされハ呂宋ニ滞留せし
始末ハ知らすといふ

一 チヤワフウ遥あの山谷するを三交て去へ移ふハ酒も
飲も又諸…と云へる（左ある唐人の云食物…余ちも漂氏へ…）
とし八月八日より伝次郎病気附れハ医師を招きして後
薬施させしニ同月の末ニ至り快気しける（唐人の云 伝次郎瘧病）

如しや 同大年と
いふ医師の薬を用ひと

一 同月廿七日ヒンヨウと申所乃役所へ上古伴ひ行しニ厚く
遇アされ平へしといひ済しなりしより三官より少せ
なる（左ある唐人云ピンヨウといふ所ハ平湖縣の古府といひ者なへ漂氏并諸恭来へいひせ
来鄭毅赤出ける漂氏を日本へ連帰るへきよし諸恭来へいひせ
名代としく船を沉金張をきし候ようを取ひしに許容を得る
沉金張病気ゆへ船を呉邊赤をきし候よし取ひ邊掛済る手致ろう）

一 去亥年十月中さる物ニ附添ひ来り始へ渡海せし唐人并家く
をいふ迄連帰れ唐人のいふ亦ハ親しく呂宋より送り来りし
よしまたく日本へ連帰れ帰るれとも呂宋より行ものハ
日本へ帰りて後ハ余失まれしと申居ひしや、元服を送り
帰せし時も呂宋漂流なるハ押隠し如く依て此常も呂宋
のあいハ隠しなよしを支府へいひなしさへ呂宋漂流せしといへる

必す日本へ帰し上申有爲四月廿六日カイトンと云ふ處ニ漂流夷より
ヤントンと云ふ處へ送られ夫よりナヤツプウへ送届られしよしを
申述へしと咄しける處へ至るハ本船への書物なる書載ある
よしやと問へハいてもその通り書記しと答ふ

一 示しく又宗國渾為中邪宗ニ入教なしと云事を承知なし
者もす其外十人の者とも彼國ニ者あるニ渡し後ハ却し
四人を殊の外手厚く扱ひ旅ニ一夜ある食料をわたしけるの
ほとも候しされとも法制禁有る國へ漂流すれとも(知)いへとも夫方の國の
下知ニ應せんすれとも難急の事ありあれハ本國へ帰船の上ニ於て揃
来は船ニ手下ふとくも異船ニおよまれと先係を極ナヤ
ツつらより(ﾘ)送られしあり尚又唐人夫の者へ何を備のす

文録ニ出たりしハ交趾海域中に在る　漂民四人 寛政元年申戸 呉屋嵩筑前屋宗徳か船
福聚丸の船長若者共ニ雇れ去年未申年六月廿八日江戸の海より船を出し
奥州境谷の浦より南部の物を荷積し(扶)より南部へ渡り南部の物を(買)求
江戸へ帰らんとせしニ同年十二月八日奥州宮城の洋より大風ニ遭ひ洋中ニ數日
漂ひ明る酉年の二月新宿の者共と乗合の船中より死失同月廿六日の夜東風烈
洋中ニ或破船しあるひは船も流失も其之ある中に市次郎市五郎市之助清次郎
三ニ助故長松其人の者のハ溺死し船切手之外積荷之海中へ流され清次郎久次郎
清次郎伊吉清次郎四人船板ニ取付(廣)東省の内海南の島へ流れきしを積
船ニ助けられし者ニ難く在る日六月頃より海南の地へ流りしニ
四人共ニ病を煩ひ成二月十六日海南より遠る唐人附添三月五日廣東へ達し
廣東の総督より和蘭人差聞を評議五月廿日此所を出船し七月十六日左捕へ
其船ニ此等の在留しと在る四書船ニ乗られ二月四日も漂流しく漂民并
送り来りし唐人ともいひ申入れとも其内より加へ来りしなり又京極の
名前ニ組候ニ逢ひし次弟去年唐土より送り帰されし伴吉夫も後の
之ニ助りいひ来りしと存合せれハ相互に同ひあひし夫ニお遠されハ
彼之ニ助りもや申し之を見すみニ助ハ廣東へ極出へ船板ニ取付流れ居漂船
助命せられし其後出と海南の百里数なると見るや是ハ日本里数百里程と
隔りしと唐人とも答ふ同し船よりその船板ニ取付かく隔りし下く流れ付く
とつふもいふかしく又三ニ助ヶ口述する溺死のものゝ死骸を葬し傳れ市平次の
者其の之ニ助と供ニ船板ニ取付命助しけ程剤病ニ死失せし久吉と云ふもの
なりしも此度唐土より送られ来りし四人の者の内ニ彼名前なりけれハ其

疑敷再応糺問ありしに実初広東海南より広東へ送られしといふ依て
実は呂宋より漂流せしよしを答へ又漂民共を送り来りし広東の船を
呉逸并賊制鄭叔泉又漂民共を介抱せし翁伯良共を糺問せしに其送り
来りし偽りにて呂宋より漂流せしにあらず呉逸去年三之助を送り
しは故ありて右広の上あらしく申合しやく偽りの事を申なしといふ○左る広
人之漂民共といふも初とは浴文の事く呂宋より送り来し就を以護送すべき
筈ありしに去年漂民三之助を日本へ送り届し又広三と云ふ日の暢広しく
深泰来へ只漂へ呂宋へ漂流せしといふ日本へ送りては一命も
拘ると承りしやく三之助帰国の御沙汰へ承り呂宋の文書を除甚清乃内
水主く救揚しといふ沙汰を請て護送してけれバ是を偽り候
商売滞留しく暢広しう十家の漂民四人も呂宋へ漂流せしと陳く
へしといふやく深泰来広へ出して日本と呂宋ハ不通の国なく漂民ハ日本
よりあらくハ深くよる禁制ありハ去年甚度三と之助を迄漂し甚し
呂宋の事ハ秘して遣し偽く十方と呂宋の事をいひ出事ハ必定なるべし
をあれハ護送の事を請雅しといひけれハ日本と呂宋を不通とはいひなりし
日本と広東とハ直商まるる年久し就ハ呂宋の事なれも世ぶる事なり
申し是非送り候へしとの事なりさらは呂宋といふ事を除き漂文を作
しと深泰来差出しハ加られ上ハとく許容有上南海の地方に流れ寄を
救ひ揚しといふ事に致其漂文を請求して乞求四人の漂民を連渡しに
すしく今く甚度三ヶ中寄を乞ふ事清且漂民共らあ寄も救なる商売
もなる事なく其当所官府へ深泰来申立又船主呉逸并賊制鄭叔
本并翁伯良共も偽りの事を申立たりしハ恐れの事なりといふ

一十二月二日晩色のよしまくヒニヨウの僕東へ三宿よ使れ
都りし右広へ晩色を引て鄭叔同月十五日本船へ来り
東防深を出しあり
南正月十八日に左浦を船出しより川尻へ上船を寄せ
付しく三月四日長崎乃沖へ船入けれハ清吉行所の唐来
出迎ひして船を直より家々を請取しれまより諸役人へ付られ
く揚獄へ下されけり明けり日より紀問の事始りけり書をいふ
初事と出しく揚獄より出されて町家に預けられけり
久次郎の二人ハ筑前の家従(徒)伊之郎ハ南部家の家従なり
後され清次郎ハ長崎より役人中附添ひく往返の王(?)く
協義すを作りけり

漂流人ゟ相尋呂宋国之様子左ニ申上ル

一衣服之事、絹或ハ木綿類を筒袖ニ仕腰切ニ縫越襟
を縫下ヶ段引御半を見し長き笠を冠り細き帯女も
同様ニ而腰切し縫越下も袴を着候し跡も袴の様成
を縫[以ハ]結を加候て紐男女共ニ脇ニ紐も無し背を覆ひ
着き候ものハ金銀之飾り出来し衣ト不異[品ニ]服ニ而有ルを
日本流海し漂陀人之装束ニ有之候儀無之候由申上
上ル

一食物之事、飯茶酒醤油味噌等之品ハ見候者も御座候由
野菜之儀ハ大根菜類日本同様ニ御座候、食事之儀ハ
毎日三度罷越、生鶏豚猪之類を煮焼等菜ニ仕或ハ焼

粉を丸め餅[砂]糖を掛候へ申候、食事之節も卓ニ掛居物之上ニ
並へ鉢ニ飯菜を盛り置ニ箸様へ箸も用ひ不申毎[多]葉粉
も用ひ候得共、甚た粉を巻火を附ケ呑申候由申上候

一家居之事、町々ニ商筋も御座候得共、中ニ川も無之家居も
石を以築立候又ハ壁土を以塗立候上ニ住居致候尾青等二階
作りニ候、屋を重ね候ニ土を加え下ハ石尾多く柱も日本
並木を用ひ屋根之棟木ハ十丈余も有之候中ニハ大概其
之造り様ハ存不申候下地しものも屋根多く座も無し
土間ニ居申候由申上ル

一土地之事ハ大概平地ニ有之候へ共山もあり候へ共ハ深くも砂石
多く樹木あり海も留経深く候へ共ハ先を方ニも嵩山

峻山も多く有之候得共竹木多く波際迄も茂り合有之候由ニ御座候

一草木之事ハ何も珍敷物とて見不申候、尤も別ニ日本ニ違有之候物も見不申候、松梅海棠抔も一向無之候、且見不申候菊花杯二月三月頃咲申候、併見候ニハ花形至而細く御座候由、都而草之性日本より堅く無之候由ニ御座候

一鳥獣之事ハ形鳥之類ニ至迄も珍敷無之、人之詞を真似候鳥、此類飼置申候、猫も不申候、牛馬も日本之通有之候得共牛ハ二通無之、形至而大く角長く尖り逞敷有之候、右之牛も荷物を運び候ニ而車牛ニ用ひ申候、且又馬具之儀も日本とハ違ひ候様ニ有之候由ニ御座候

一寒暑之事ハ熱至而大方暑寒斗ニ而寒さ等之覚ハ無之候、一向無之、雷地震も度々鳴動仕、大風大雨も毎度有之申候、熱暑故雪も降不申候由、暑気を凌ぎ候為毎日三度づゝ水を浴申候、右之間も産業等相休み夕方夜分諸作業仕候由ニ御座候

一産業之儀織物等仕候儀絶て見及ひ不申候、左様ニ存候由ニ御座候、此頃遣外諸職人も障列人ニ雇居候而職業致し申候由、唐木細工焼物類障列ニ而厦門広東辺之人持渡り候由、産物之藍并煙草類角類、穀物木類も交易致し福漢山猟有之候、穀物多く居申候、医師之儀見当り不申、追而病人も有之候節ハ等之場合是業之儀有之候得共絶へ無御座候由ニ御座候

も賣買仕候之儀申候外料ハ唐にても相渡申候由申候
さまざま衛療いたし候多くハ不残寺ニ集置被育ニ市中ニ出不
申候乞食も数も無之候由申候

一 耕作之儀例年八九月ニ仕候大面障申候故其所柱付仕三月
比ニ至日本之通収納仕候粟料大麦も作候得共大豆之儀も作
不申候得共日本ニ居候者麦作無之候由申候

一 商賣之事相替候事無之女之業を仕男も操不申男も
織物職人大工左官之職業仕在之候下役之女ハ日雇ニ召使
仕申候 売商物を持歩行候商人も障無之候唐人之外者
も障無之人ハ入置候内唐ハ不ハ一町四方程之囲之内ニ召置申候由
申候

一 時令之事ハ此方と相替り不申候得共日本十一月比
より三月比迄ハ殊之外寒気強く男女共衣服を沢山着申候
候儀有之候由申候

一 役所之様子城構ともハ無之外郭ハ石垣を築其内
堀を掘橋を渡し方々ニ櫓門有之櫓ニ役人住居いたし候大
勢鉄炮を持相勤居申候 石垣之上ニ石大矢を仕掛置石
垣つよく其役人居候所と申地凡二町程有之候
入口ニも石大矢仕置有之候由申候

一 寺之様子 りも有之町家之新並ニ堂を建何れも出家
ニ仕候之様子なるものを唐へ参りて彼方信仰し本尊を載
五香花を取り供へ不申蝋燭を燈し 毎朝勤行を仕候

して其男女しま語あへ中ハ尤讀備し之を胡乱し
拾ひとものを渡し船を帰らし経額ニ合せ中ハ常ちくを
積しく宝中ハ其外讀様ころ其し何れも二階ニ住居仕
右ハ内所之ハ場合其し万端ハ於吾国ハ於て其あら人へ中出申候
右之通漂流人申上ハ候と

子之月

志摩国布施田村の船長小平ハ某是漂流し
清国より承りしを便りて唐船ニ乗せられ帰朝を仕

一 志摩国布施田村ひ船長小平次舟子共十六人乗の船大坂より
くろしの荷物を積入寳暦七年丁丑九月十六日伊勢の国よ
り尾鷲よりく来りしに傳子西大風吹下し何国とも知らず吹
流され其十五日ヶ之間或ハ暴或ハ凡十里ほど来しくと
走りしやうに見へ其間ニも高き大島ニ島ありと見る
何れ同其五日目にハ泥を激しの下ニ至り風もやみ又暫
動かされハ淺きへなりし夜を明し見れハ東の方を
望みけるに夜の内附かとも見えしきれより一面ニ赤く米

日の出るよふなりぬれハ朱よりも赤く日輪も玉えまさる見
しよしハ格別大きく海上より余程と離れけるにやあり
此の大いさ船もつかり人形も見へし初而一同又東風強く朱
泥海を吹出され又未申の方へ吹流さるゝ事凡四十日ばかり
又ハ高山も見へず誠に大年能喉かくれとめさる程
日多く百四五十日吹流されし内にハ雨降事もあり雲ハ
折々記とも墨もくりの船を漕ぎる事なし又夫ゟ南風
落し来り出てと流さるゝ事凡五十日ばかり此間ニ至て
高山を見かけぬれとも風浪あれハ船を寄附ることならず間
雨も降らされハ木日飲水を絶さまされハ一同ひ歎難ニ
至りしが能足も砂糖を積し故口中へ是を以て

潤ほしゝ高羽漂ニ為居人ハ船子ホ二人ハ水も渇し死し
さり能れとも水をさしても流されける船ハ当ゟ東海へ出し衣
中船の鉄物へ露霜のめぐる事の滴りけれハ船中足を遊て
渇を凌居たりしけれとも日輪を拝されハ常ニありし
事なれハ船方神佛ニ祈折念をかけ継しなくも未だ
本船をとくまりやと能見いさしとかくするうちに船は明方
東の方を望しに山を見付法神佛乃擁護を以本船へ漕り
見しと悦を流し帆を巻地方をさし船をとめ十町ばかりの
沖なし本船を繋ぎ四人乃者の残りて船を漕ぎ浜ニ上
陸し先人水を飲むてしとく川かあれ木を取ニ行て参りし内に
捨て鉄炮抔を携へ唐人の如き形の者八人来りしと付来りて何

やう詞を盡けられとも少しも通す泰しいハ水ニ濁せしよりと
知りもへと烟を揺きて見せられハ童子のやう形ありしを懐中
よりあらしるつしやくる筆を返て又烟を掻きて見とられハ彼人去合
点せし外二三町隔りし所へ連行清水の湧出し所を示し
彼湯気の水をけしも許やなりしもと猶ふくらくまく飲けるよ
やうやくハ人の泰く四人を捕へ衣類を剥取裸身とおし骨柳
を集ひ四町ほと流れ行き彼ホら在不と見へて跡の外ニ又君
或家の泰りく汐焼家ともいふへき所へ入て火を焚てとれより
何事もせ又彼よく仕舞てし彼を与へしゆへ是せしてよ跡よ
暖りありし志ら添りて粟の菓子やうのものを与へて漬泰く
又上陸せし所へ引揚舟をみ砕き打捨物を悉く積れしう

一書ニ日本と書てくれせけれとも読得せす仮名を書て見せれハ少しく合点せし様子也東にも読めるなるすしくしくたるあいは又猶ニ其筆をいれ何かいふなるあるや姓氏の猶あるる文字を書て門ニ建あるるとも

暫く待ちて庄屋年寄ともいふへき人四人右外四姓ともいふへき
もの百四五十人斗り来りて干客を見れハ彼の役を有り
纏ひ頭ニ頭巾或ハ烏き筆或ハ彼のやう来りてあるよ
く包し庄屋年寄ともいふへきもの四人ハ踏を履き外を
咲見あり相せ庄屋年寄ともいふへきものの泰く入りし待
やう彩るやう子ぬしやへ日本と書て見を名れハ既つき又
真似のくなやし書て見せ名れとも泰く読得るなる
らさるを見て笑ひし相子より七五尺斗幅二尺ほとの
嵐ま乃傍ニ何とはなるあれや文字を書て泰しくと来り
家の門ニ筆を建相庄屋年寄ともいふへきもの神の八人を
收り徴すやうなるく泰しくら衣服を返し彼の衣と見替

させ又十五人の人を附て肩より足までも撫さすり七丈
高みを喰せ塩湯を呑せ焚火にあたらせ有りさまを聞く
日も暮ぬれは浅まて蒲萱や取る八尺四方斗り
の物まて包し浜斗を出し押さし然るなくか宮へ帰り
中へきとのるなるや夜中松火を焚通しの天窓を夜の明
まてまもりくれけり
一 伊勢の海より吹出されし海中に漂ひし内百四五十日程の間
しらす何ぞ候まけるも無し流れ来し少ししと流され
し翌日大さ二丈ほともなる大魚傍にきても頭少し頼乃るの
眼に寄しやりに船に取付しけるなり又南海にて廣さ
四五尺もなるんを見つけて其の葉のめきものゝ多く生し茎

池にもありす又南海にて一夜大の嵐にあひけるもあり又何
遥ともなく螺貝の鳴る音聞えける四五度ありて又大さ
三斗入の俵乃めき光りぬ物流れ来るあり又松のめき物
海水より出て十間もあり生延林となりて本も見へさりし此節
怪しきことにまよひしることありき
一 右の本に一艘を明しけるに明る日数とく度々年寄とも
いふくきもの五人廿人ほとの人を引連れ来りぬくを板の上に
乗せて昇行四村をまはりし一村毎に飯を喰しを又其
浜の庄屋にはなしを見物に出しものゝ蟻のやうに群り居
たり又田園菜等をも見へ又松乃木も見へされとも木数の
松もりいまる思く見へて数五ヶ村同しなりしは七日ほと

しく食ふる事能はされハ彼人にと返しける

一彼所を立出けれハ夫より宿次にて毎日階梯ハ送りして
行けるに何れの国の都とも云所にも至りぬ此所の家々ハ大き
成川あり 伊勢の宮川なるへし 船にて越一町家を十四五町かと行ハ
又大川ありて広き所なかり爰にも石橋をかけたり其仕
立やうを見るに大石を築立中に水通しを七ヶ所明
け其上に大石を並へて往来とす又町々木町なかりを
見たく小川にも橋を架たりしか又ハ釣場の人家ハ
高き山様に流れを見れは石垣斗立て僧寺ハ家
しくハ板にて葺たり二丁ばかりも居たる道を行しと思ひし
に往来とも見へて茅葺の大き家なりそこにも至りぬれハ石大

くなりしそこも家居も能く屋根ハ茅にて葺杉葉ハ
なく土る之丙大なる事なく竈しくを畀入土間に杉皮を
吊くその上に皮を敷余き壇粘泥する布の幕を張
其前ニ並て居るなく菓子を出し又酒肴を出したる
酒ハ三年酒のめく濁くして味ひ甘く碗し肴ハ鯨の肉のめく
なるものを豆腐のやうに切りたる魚臭くて食ひかたし
此家に一夜を明しけるに明る朝箱根竈の
めしく食のかまるに旅人共も多く来る人数多く卅人
斗りの旅人を見し事なく人々何やら尋ぬれと根るぬとも
詳ならず爰にある役人我国の地図を出して見せける
是を不及指さし見れハ彼箱のやうなる物より餅見たるを
取出し茶に菓子咲いりるを見ても味ひ甘く砕又油臭く

矢を打出しける在大子聲て其日ハ一日半も出入ける
役所の人ハ常々出到し出入の何とも思ハす取しと
思ひける處て板の上より打ち出し多人てまく四人
乃手を引出坂を走りしと石と土を以て築堅九きは
を明る大川在まとゐて又用しやうなれ大門をゐる
組し門毎の左右に青示と見へし示なりまよりて尾
まく昔し寺のめき重乃建つきてゐ示なりし示の大
庭に出しまし所石を敷並へ又白砂を敷る所へ敷くを
広もしや皆く在りく向ける所の幕を結り掛しま
三つの曲緑を広へ金條の装束を着てゐる人三人見ゆ
腰を掛け前に膳を居へし人多人又幕の外に鎗長刀

乃鎗を持し多人警固しける（鎗長刀ハ本邦と取替り白日の
めくるしきを計りの事と見ゆ）此所なくも又日本と等しく三ね出す
へししなりし故剣を以て所に随ひ夫を一枚つて
曲緑に座りし人の前へ出しけるやりく幕もあり彼人
くもて人つす夫まりてを退き荷りまとき家にまりれハ
椽覧を居へよるに皆し毛氈を敷四方に幕を張りて
に並一汁三菜又ハ五菜の料理を出しに風味もよく
留し酒も日毎に三度て出しける（酒ハ本邦の諸白のめくてて旨し）夫より
米麦石二斗に添え酒とを給ハより扱け（彼国の内にハ本邦の貴人ハ昼宝の様と行）
し又大樽桶へ湯をわれ毎に浴させける扱此所に日数
する所まりしに日しく文武乃官人とも不…き人々乃内宝

一書に日本と書し紙と
田緑と示せし人ありく
見られし後浮流せし公人の
船板を打砕し又の
ものを引出し菜を地に
法等とまり又より来て
塗りし椅を此二人にて
人まく男み設しぬ
飾り備まし者れハ強り
五人のもの方へ指さし余
を物ありと合掌して
田緑に座りし人を評し
これハ然を給れ何かいはれ
しる又五人のものを九
縁に並し一人くまに異
とふ前のめくこまりて
打教されし三人の衣服
を洗して後幕を出
しけりと

一書に傾城菓子を添へ
なまじひなる人々伴ふ時は
いさゝか語く高きをこそすり
集まりて額は文字を書て
門に立て参りこれある

一書には病死しけれは棺
を送り来る僧を読
部下の者 使(凡)に三千人
ありとある書て送り候も論経
を又大坂へ日本人と書く
寺の門前には一七日の間を
諸下の人残り集り墓参
せしと

ともしび屋にて人々に語りけり 人数多く見えけれ いづれの人もくるしく 銭
気が乱れしにたる男女 女性又大坂菓子を呉れけり 添ひ所 附
あらゆる面に迷ひしける
人々にふれ 心にかなふて 添ひけり 此行にあらで 接うらる 津留
遣ひ下りしける 作るまでにそ在りける
とし 内には人 病にかゝりぬれは 宿病する人 十人を 附れ 医師
も三人まで召けれ 宿病 菓子 手を添ふ 持
主まゝしるく 死なれは 町中 ふれ 大寺一埋葬し
くれける 葬をしても あとそしく行しこの時 も 板の上に
寺もなく 舁行ぬ寺に入るとも 和尚の外に廿人 あまりの僧出て
読経に叮嚀 なれ 帰りて 済ぬれ
一 十一日 日に 此 部を 立出て 夜に入ら 候方に至り 返菊
し 三十日 程過ぎて 此山の 塩まゝ至りて まり 廿里の

海路を渡りまより 五十日ばかり 同じ難所の山坂 海路を
を経けり 此内にてトこりは 此川 大河あらく 水の流れ
本二里まで 河原をわたりては三里 余あまりして 大
河を越るなれど ひとしく 其日は いよいよ 東雲川 をるにおよ
秋会を立出ける 川中にて われは 二三間ばかりにて 乃ち 流
れ来りければ 是を避んと 舟を あちこちさせ 逃とも わたしめへ
向ふ乃岸へは 夜の戌刻に至りて やうやく 着けるにあ
つかりまより 八川にして 多く 又 様にも 所々にて 広き望
出 八十日 ばかりと 残りて 川端に 至り 福州 一 此時
寛暦八年 当の正月之日は 定へす
一 同年 九月上旬 福州へ 到り 所々の 在所に 訪し 此所は 只今

くゝ乃所ゝ遠山本銀同銀まて者しまおゝくも地を
参詣けりくの本も遠山本銀同銀まて者しまお向
くも馳走饗應けりし
一十月上旬南京の都人あり成福州より舟よてあまく
城外を見んしき所凡二百城斗りもけりしかも五尺之堺
の兄てしハ四五千城之天守とも思ふれく物二つもこつの櫓
も多く在り城も見へきり又迄やまく大名ともふへき
大を着り尺色しま本銀とは遠山復長力乃類を持れ
ま多しの幟を建而写物まくおかしき樽子を石列
しく通りしく其道を行遠ふ人もかゝれ人ま色へ小半
銀のめく折人存れ車之其内ニきゝ人を見ゆれハ興まき

り供奉ハ大くゝ騎馬あり又従来乃人を沙ゝ帯を
馬ま騎れるあり前しく先へハ弦の幟一本を建兌
ま文字を書くり見まわく二日みつ体見過るすれ所
もなりしま其内ハいりこまくも見物の人来り跡ま囲り
乃く我又婦人の容ハ見訓れきゝ多くおかしく思ひし
其内まも触人乃内宝足へし其線の飾やさしく衣裳
も大方金襴乃めきりのを見れ其物も本銀を遠山
四角まくくきくし外ハ薪陽肉を黒漆まとけりし
一南京ハ廣大なる所ゝらく少し見へす福州より来り
南京城下へ入町家を見りまするま大方二里斗見より先へる
知らすもる繁昌ま候所し寺しも多し行きやりま

えへしらす家に尋ねけり

一浦奉行所より出て居りしかるに手軽なる町の
役人に使はれ奉行所へ出る奉行所といふハ城なる
城ハ天へす此役所乃あまたに端立楼千ハ墨塗を 侍帯の守 役格をなす
し其を流れハ法様の役所なり石を敷詰て不可
家人を流もちらす相町役人とおりしきもの来朝
の者より来た何といふ国そと問ひし由志摩
の国鳥羽なりと答へけれハ其状を役人へ差出しける
やうすにて又問ふには大風に吹流され何月日とを
いふ去年九月十日と答ふ又其船ハ何を来たりやと問ふ
漂着しと答へけれハ又其趣を役人へつらね書てけれ持参

来りしに又其状を書付まいらせ出すへしとのことに
彼町役人家へしくへ日本の漂着ありしかるは船を直し
在留中を碇しる事あの主人詮議ありましとのことなれハ
それより指しし人ハ新銭にて渡りへしとて其長さ三寸
程厚き五寸斗の銀の板金を出しえて主人へ渡りぬ又
より食を送り来る帰り後銀の板を送りて撫し
又其後に来りぬ彼は唐く銭ハ五衛をとの板
よへけし米鯉のさしミ鯛のけ鯛の焼えらし鯛の
鍋かいのものをとせしかくありし又鯛の物も折く
出し酒も飲みとほにも出し其者しミ焼きハ五種を出し
其間ハ干菓子饅頭の類も出して又ハ是なとは

本餅より大きく未餅の一丁まてなく南京の一丁にと
ならへしられにや菓菴なとハ未餅の價ひに比すれ
八十分之一なり又本餅ハ高麗の為に後り来りし彼
土乃人又三人諸侯酒盛なといましゐれに以毎し異殊
にも餅乃碑くわしく書し今も定大に無利なりし
十二月廿五日より未餅より始りしと以ふ人南京人事
しるしく廿八日より晦日まてく家々くらなりに餝切紙売
なり此日茂ぬし以来自毎に新たて新しにしきれハ
後にも麦飯を炊ぬなこれをほしり麦ともなりし
ちく蕎麦切をたむし八日本まりを出しと味ひ
佳きも多りまり無又廿日廿五日に表ハ黒紀鏡裏に

名花紙緩の紗羽折一つ紀綉の常一筋つゝ正月見月まて
ともく着ひさり是より無し福祐く錦入物折一つ紀常
京立の紙絨緩の役入羽折一つ花着ひしなり
一十二月晦日の夜ハ南京にて八百ないふかのも来りぬ根るまて
家々に祝ふを日待のめく琴を弾き鼓をも笛を吹或ハ詩
を唱ひ諸に豊なれるなり家しも君なりの息ありい安
れとえしにこ祝家く同し五校なり依し廿五日に常
しを貴きのをいなきまやと思ふまかりく其夜未餅ハ後
来されし南京乃人十四五人を招る人数なり家く三人
を寄せしく酒肴に寛ち来山乃高見或ハ露盛梅花仙
菊の花或ハ草菓木或ハ大根蕪の根成まて物を生

し島屋を七八十も並べ酒ゆかをし唐屋よりも肴を
出し笑を食ひ声をかしく歌ひ扇拍子（何とかふ去何とかふ踊るやうなる子をとす）騒ぎ
を三十挺程も取出し夜明まで吸物肴を川に切す
出し振る舞しける人は宿に来て雲川を渡れはとおして帰り來
くらふ人を招請ありけれはなり
一元日は諸の外墳をとみす日本とて八ありく開きす戸を
さし家毎に鳴物を禁ずるよし二日三日は年賀に来る人も
なけれは表の戸を網目に明けて小牌ありくほとをひらき帰る
とぞ元日より三日の間は朝は麦子を餅菓とし昼は壱出し
夕には番粥に塩を添し出しし夜朝乃盆中乃几にや
け四方を集まれ人多り掛置きは戸を常の通りにあり

是れは文政くともあくあする是迄の唐人までまたくそれ故三月
の頃は諸の外繕にて男女打まじり唐人の真似をして何れ
るとは
一三月廿日南京乃川渡より船を出しけるに四月廿五日に長崎の
津に着船しまり南京を出て振粮よく積し二千四百
石と云る村全の文字を彫付着しけるに唐人のものの
例の奴は船中并諸来の切に有るとは夜樂長崎着船
の後は皆打取くれて此銭とて白銀二枚て頂
戴しける
一南京を出船せし其去年十一月より七拾五郎し人又出
あらせし人ぞ二百人計り酒肴を携へてくえ送りしてく

来り又紛制なとくわしき人織物類ハ小間物菓子ニ至
外以給して帰りたるに不足を配る積持来りし
ニ一度出帆し辰ノ方上られし〃帰れ内のる湊場国
の若さまらし路すれ俗し紀事してハ長途のるまれハ
費掛ハ金子なく持帰るへしと請合して来し
領主の役人いさきこへりれハその者ニ隠ハ金子代へ
たり又南京在留中なりし本乃主史婦茂仕乃男七
人女六人とも船ニ乗れまゝて送り涙を流しなから
本しくも再会すれるなしとて倶ニ落涙しけり
一右同日本書何も稲垣様仕事へ本しくと請合としてく
本従来の内ニ七八人遠へ来るし上作表されたれハ右

九右日彼本の役人向井兵庫ゟ同付ニ人并ニ人乃漂民ゟ
取扱の内二人を召連七読の出帆而なく請寶暦
十年庚辰閏七月本六南船の抹乙へ高ん見して
12年を経て妻子兄弟知音ニ再ひ会ふ事を得たり
一小平次ゟ取六人本乃内二人ハ海中ニて水ニ溺して
死し一人ハ甚澤ニてなく病にかかりて死し残りし八取
し小平次水主ニ志摩の国和具浦乃様八太夫兵庫と
いふもの也り能ゟ銀主ま再ひ取乗すへくきあらし
今を下さし〳〵

大清時の仕置之承知仕度琉球人江尋申

上旨ニ付 仰渡候付承届候覚

一中華之仕置之義御座候ハゝ成子年唐ゟ渡候琉球人

相行之仕候を持渡り之節相役ニ而書物一冊御座候ニ付当

上申候者之内ニ諸 年 仕置式之儀ニ付人ニ申候

一琉球人住居唐ニ参候福州ゟ参り候琉球館江

上り是ゟ北京ニ参候ニ水路陸地共ニ道ゟ八百八拾里

余之積ニ御座候北京之宿ニ鉄館又ハ寺ニ罷在由

一中華之城只今唐渡大体日本路七八里余も有御座

外ニ相ニ城之内ニ之事ニ手地ニ御座候

囲之内町屋人居多ク六卿之居所寺院等ニ御座候

一村里毎ニ学問所有之人々精出し相勤申候学問之節ハ
奉行人々罷出候故何れ之事も訓ニ精出し申候
一武芸之儀も無油断稽古仕候様子ニ御座候
一国々より諸役都ニ交代之儀無之役人を国々ニ
在之唐人国を治申候由
一三十六郷ニ而分之迄今も有之城内ニ家居有之候
一山川之事本湖水深之御座候川ニ大川御座候日本近江
之湖水を見申候様成所も有之候又ハ狭キ所ニ御座候ニ図もなく
大方広キ御座候日本之山より高く見候唐絵山水之
様子ニ相見へ申候
一合戦之有之し中葉ゟ見不申候福州之城東南之
つ外ニ日本道一里程ニ茂地を囲ひ出来候ある
しに於者琉球人見申候八尺之顔を以七年を不鉄炮を持
王を守人共申候右之人ニ御座候由右旋長刀之致させ
有之候鼓なとニ合ス迄仕候儀一ヶ月ニ式日有之由此儀
国之所之同役稽古有之候由
一言語之儀者極者近き他子様有之類兼用仕候儀御座候
衣類も綺構ニ相見へ申候分論其次第ニ依テ見苦敷も
有之候
一往来之儀も成程有之旅之足ニ而参り之儀別も足ハ
役其無御座候関子を付之外乗中迄御座候処一里ニ毛
之事とも六ヶ敷中事ニ御座候

一異見之牧草常ニ本原ニ加国を交へ候らく猶以急可
之を本錦ニ而包申候異見ニ而候様ニ彼後を以御を入るへく
異見も有之候ニ付候様ニ
一諸寺院ニ物集之人も有之候女之集不申候事ニ付も御覧被下候
仕候筆ニ付候様ニ
一彼是霜方之年中候様ニ振佛法をやつし扱ニ行申候由ニ付候様
候
一諸役人ニ而召使候六ツ時より八ツ時迄相勤候由
一福州之衙門ニ而切支丹宗門信仰之ものを書出し中候
を書出し候科ニ依而仕置ニ申付候由是を存候人数も相知不申候
を書出し候科を取候

右寛文五年薩州琉球人之内唐江相渡候ニ付
御尋候覚
右之通申候付御請申上候以上
右之書面云享保年中松平薩摩守ゟ御尋ニ付差出候書付之
写之候由也

右此一巻乃ハ陸奥国南部白濱浦人保屋
善五郎か舩神力丸の舩子十六人江戸呉服商
屋喜多か舩福聚丸乃舩子等唐国の内福建
省并呂宋国へ漂流し先より寧波の乍浦へ
送られ此所より本邦渡海乃商舩に乗られて
長崎まて帰りし乃続ハ漂流より帰朝まての
次第を彼所乃奉行所にて細かく記し置し集り
口書といふ物なれハそれを新訳漏の文体にて草稿
し又薩摩国都誌田村乃舟子等か亀濱へ漂流
されしより南京まて送られ此都より商ひ舩の
便りを得て其舩にて長崎へ帰り奉行所より
封主の家に渡され故郷に帰りまゐりし後漂流せし
始末を写しといふ人の書重られし物なりけれハ是
をも集り文体をかしく書写文乾隆帝の南巡
図書といふものゝ二を先に写し重ねらる南部
の舟子等が福建に在し時のことなれハ次に加へ
又享保年間 台命を蒙りて薩摩侯より琉球
人へ唐国の事を聞問ひて上書きれしといふ
物をも見て出て写して新に一冊と為し唐国紀
聞と題し 文政五年春二月下旬某書を本郷にて記